

札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条（省略） （定義）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2 この条例（この項及び第53条第3項ただし書並びに附則第2条及び第3条第1項を除く。）において「第一種事業」とは、次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する第一種事業を除く。</p> <p>(1)～(19)（省略）</p> <p>3～8（省略）</p> <p>第3条から第52条まで（省略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第53条 <u>この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。</u></p> <p><u>2</u> 第2章から前章まで及び第48条から第50条まで並びに<u>第52条</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>	<p>第1条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第2条（現行のとおり）</p> <p>2 この条例（この項及び第53条第2項ただし書並びに附則第2条及び第3条第1項を除く。）において「第一種事業」とは、次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する第一種事業を除く。</p> <p>(1)～(19)（現行のとおり）</p> <p>3～8（現行のとおり）</p> <p>第3条から第52条まで（現行のとおり）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第53条 <u>（削る）</u></p> <p>第2章から前章まで及び第48条から第50条まで並びに<u>前条</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。</p> <p>(1)～(3)（現行のとおり）</p>

3 (現行のとおり)

(委任)

第54条 (省略)

(以下省略)

2 (現行のとおり)

(委任)

第54条 (現行のとおり)

(以下現行のとおり)